

令和4年度 第24回庁議要旨

日時：令和5年3月22日（水）

午前9時～午前9時50分

会場：庁議室

[審議事項]

1 「がんばる石巻応援寄附」における現地決済型ふるさと納税の導入等について（復興企画部）

ふるさと納税制度における寄附金の募集に当たっては、窓口や郵送のほか、民間のポータルサイト等へ掲載して寄附を募っている状況である。

先進自治体において、寄附方法の多様化が進んでおり、旅行先などで思い立った時にその場で寄附を行うことができる現地決済型のふるさと納税が導入されるなど、インターネット等を介さずにふるさと納税を行うことができる新しい取組が広がりを見せている。

本市を訪れ、買い物した商品を返礼品として寄附をしていただく新しい寄附方法に対応するため、現地決済型ふるさと納税を導入し、もって寄附方法の多様化への対応及び寄附金額の増加を図るもの。

(1) 主な内容

○現地決済型ふるさと納税（ぺいふる）の導入

（寄附の流れ）

- | | | | | | |
|--------|---|---|------------|-------|--------------------------------|
| 現
地 | } | ア | 商品の選択 | …………… | 特産品を選ぶ。 |
| | | イ | 市外居住の確認 | …………… | 決済端末で市外居住者かどうかを確認する。 |
| | | ウ | 寄附額の確認 | …………… | 寄附額（商品代金から自動計算）について寄附者から同意を得る。 |
| | | エ | 電話番号の登録 | …………… | 寄附者から携帯電話番号を確認し決済端末に登録する。 |
| | | オ | クレジット決済の実行 | | |
| | | カ | 商品の受取 | …………… | そのまま持ち帰る。 |
| | | キ | 情報登録 | …………… | 決済完了後に届くSMSから本人情報を登録する。 |
| | | ク | 受領証明書等の郵送 | | |

・当初の導入場所としては「いしのまき元気いちば」を予定。地場産品基準を満たす特産品を集めたコーナーを設置し、特産品を選定しやすい環境を整備するとともに、不慣れな方のために、現地スタッフによるサポートも行う。

・本制度を実施するに当たり、端末（POSレジ）が必要となるが、サービス提供事業者（株式会社ぺいふる）から無償で貸与される。

○特産品（返礼品）の贈呈基準の見直し

・現地決済型ふるさと納税の導入に合わせ、これまで5,000円以上の寄附に対して実施していた特産品の贈呈を3,000円以上の寄附に改めることで、寄附者が気軽にふるさと納税を行えるようにする。

(2) 今後の予定

令和5年3月 がんばる石巻応援寄附要綱の一部改正（施行予定年月日：令和5年4月1日）

7月 現地決済型ふるさと納税の導入

2 社会福祉法人石巻市社会福祉協議会との災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定の締結について（保健福祉部）

近年、災害救助法が適用される大規模な災害が頻発する中で、被災地に駆けつけるボランティアやNPO等によるきめ細やかな被災者支援が重要な役割を果たしており、大規模災害時に地域の社会福祉協議会が設置するボランティアセンターは、行政による災害対策とあいまって、多様なボランティアニーズ及び被災者ニーズに応えている。

このため、国では、公助による救助の円滑化及び効率化を図るため、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保に要する費用の一部を災害救助法の国庫負担の対象とすることを決定し、地域の社会福祉協議会と災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置・運営等に関する協定を締結すること等を要件としたことから、本市では、社会福祉法人石巻市社会福祉協議会とのセンターの設置・運営等に関する協定締結に向けて、それぞれの役割等の協議を行ってきた。

同協議会との協議が調ったことから、センターの設置・運営等に関する協定を締結し、被災者の生活支援に寄与する。

(1) 主な内容

ア 協定内容

ボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、以下の取組について協力して措置を講じる。

- ① センターの設置に関する事
- ② センターの設置場所に関する事
- ③ センターの運営に関する事
- ④ センターの業務に関する事
- ⑤ センターの設置運営に係る費用に関する事
- ⑥ センターの閉鎖に関する事
- ⑦ 災害ボランティア活動における損害補償に関する事
- ⑧ 平常時における体制整備に関する事

イ 協定締結期間

協定締結の日から1年間（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

令和5年3月28日 協定締結式

3 石巻かわまちエリア都市再生整備計画（まちなかウォークラブル推進事業）の変更について（建設部・産業部）

本市では、中心市街地における「駅前エリア」から「川沿いエリア」間を「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを推進する滞在快適性等向上区域に設定し、官民が連携した持続可能なまちづくりを進め、かわまちエリアの賑わい創出と拡大を図るため、令和4年3月に「石巻かわまちエリア都市再生整備計画」を策定した。

中瀬公園は、「かわみなど石巻の原風景の再生と創造」を基本理念に掲げ、河川堤防を整備せず「かわ」と「まち」が一体化した、かつての石巻の姿を創造できる空間として整備を進めている。中瀬公園への来訪者の増加は、中心市街地の賑わい創出や周辺施設への回遊性の向上に寄与することが期待できる。

中瀬地区を滞在快適性等向上区域に追加することにより、かわまちエリアにおける「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりのより一層の推進を図るもの。

(1) 主な内容

以下の内容について変更するもの。

ア 計画区域

滞在快適性等向上区域の拡大（中瀬地区を追加）

変更前 13.0ha 変更後 18.0ha

※都市再生整備計画区域は変更なし

イ その他

- ・新規事業の追加（中瀬公園展示サイン検討及び設置事業）
- ・総事業費の変更（変更前 70,500千円 変更後 126,500千円）

(2) 今後の予定

令和5年3月 都市再生整備計画（変更案）の提出
都市再生整備計画の変更及び公表

【報告事項】

1 令和4年度石巻市特別表彰について（総務部）

特別表彰は、芸術文化又はスポーツの全国大会、国際大会等において優秀な成績を収めた本市に関するものについて、その栄誉と功績を称え表彰するもの。

(1) 主な内容

【表彰受賞者】 個人6名、団体1件

氏名	功績
ながぬま りょう 永沼 峻 株式会社永沼	第77回国民体育大会カヌー競技 成年男子シングル200m・500m 優勝
たけやま しん 武山 慎 宮城県石巻高等学校 3年	第70回全日本高等学校選手権競漕大会 男子ダブルスカル1000m 優勝
たかはし こうせい 高橋 興生 宮城県石巻高等学校 3年	第70回全日本高等学校選手権競漕大会 男子ダブルスカル1000m 優勝
かみやま りこ 神山 莉子 石巻市立青葉中学校 3年	令和4年度土砂災害防止に関する絵画・作文コンクール 絵画（中学生）の部 国土交通大臣賞（最優秀賞）
きくち れん 菊地 恋 宮城県石巻西高等学校 3年	第9回Kサクソフオーンコンクール 動画審査部門高校生の部 第1位
はやしそろばん 総合学園	第40回全日本珠算技能競技オンライン大会 団体総合競技第2部（中学生以上の部）優勝
たかさご じゅんじ 高砂 淳二 写真家	第58回ワイルドライフ・フォトグラファー・オブ・ザ・イヤー 自然芸術部門最優秀賞

(2) 今後の予定

令和5年3月24日 石巻市特別表彰式（場所：石巻市役所4階庁議室 時間：午後4時～）

2 e L T A Xを通じた電子納付の対象税目拡大と地方税統一QRコードを活用した納付環境の整備について（総務部・保健福祉部・会計管理者）

地方税手続きの電子化に伴い、令和元年10月に地方税共通納税システムが稼働し、電子申告に加え、e L T A X（地方税ポータルシステム）を通じた電子納税が可能となった。当初、法人向けの法人市民税や個人市県民税（特別徴収）等を対象としていたが、税制改正により、令和5年4月から固定資産税や軽自動車税（種別割）等が対象税目に追加されることとなった。

地方公共団体は、金融機関や地方税共同機構と連携し、電子納付の対象税目拡大と地方税統一QRコードを活用した納付環境の整備を求められている。

電子納付の対象税目拡大と地方税統一QRコードを活用した納付環境を整備することにより、納税者の利便性向上に資するとともに、本市や金融機関等における業務の効率化・省力化等、事務負担の軽減を図る。

(1) 主な内容

ア 実施内容 e L T A Xを通じた電子納付の対象税目拡大と地方税統一QRコードを活用した納付環境を整備する。納付書にQRコードを付すことにより、e L T A X操作、金融機関窓口、スマホ操作による納税を可能とする。

イ 実施時期 令和5年4月 固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、
個人市県民税（普通徴収）
7月 国民健康保険税

(2) 今後の予定

令和5年4月 電子納付の対象税目拡大開始
市民周知（市ホームページ、市報5月号掲載、各納税通知書にチラシを同封）
7月 国民健康保険税の取扱開始

3 石巻市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業の作成について（復興企画部）

都道府県・市町村において、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができるとされており、本市においても、令和3年3月に石巻市国土強靱化地域計画を策定している。

同計画第2章脆弱性の評価と国土強靱化の推進方針に基づき、令和5年度に実施する事業・取組について、同計画の別冊として、毎年度作成するもの。

(1) 主な内容

【計画に基づき実施する主な事業の概要】

令和5年度実施予定事業一覧

施策分野

- 行政機能・情報通信等・・・・・・・・・・10事業
- 住宅・都市・・・・・・・・・・19事業

○保健医療福祉	1事業	
○環境	1事業	
○農林水産	4事業	
○交通・物流	9事業	
○市土保全	8事業	
○リスクコミュニケーション・地域づくり	8事業	計60事業

(2) 今後の予定

令和5年3月下旬 石巻市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業【令和5年度実施予定事業】(別冊)作成、市ホームページ掲載

4 地域再生計画(宮城県移住支援・マッチング支援・起業支援計画)の変更について(復興企画部)

国は、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足に対応するため、地方における起業、U I Jターンによる起業・就業者を創出する地方公共団体の取組を地方創生推進交付金により支援しており、本市においては、平成31年3月に宮城県及び県内全市町村の連名で本取組に係る地域再生計画(移住支援・マッチング支援・起業支援計画)について内閣総理大臣の認定を受け当該事業を実施している。

現在、地方移住支援事業として、18歳未満の子を有する子育て世帯が移住する場合に移住支援金に一定額を加算しているが、国は、子育て世帯の地方への移住を促進するため、令和5年度から同交付金の加算額の増額を決定したことに伴い、宮城県及び県内全市町村の連名で地域再生計画の変更認定申請を行うこととなった。

地域再生計画の変更認定を受けることにより、加算額の増額が可能となり、子育て世帯の移住を促進し、より一層の東京圏から宮城県へのU I Jターンによる起業や就業者の創出を図る。

(1) 主な内容

移住支援金の子育て世帯加算の拡充

18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合に、18歳未満の者1人につき30万円を加算しているところ、100万円に増額する。

(2) 今後の予定

令和5年3月下旬 地域再生計画の変更認定見込

石巻市移住支援金交付要綱の一部改正(施行予定年月日:令和5年4月1日)

5 結婚新生活支援事業補助金の見直しについて(復興企画部)

本市では、今年度より経済的な理由で結婚に踏み出せない男女を後押しすることを目的に、市内で新生活を始める新婚世帯に対して、スタートアップに係る費用(住宅取得費用、家賃、引越費用など)の一部として、結婚新生活支援事業補助金を交付している。

本補助金は、財源として、地域少子化対策重点推進交付金を活用しており、内閣府から令和5年度の交付要件のうち、交付対象者について変更内容が示された。

引き続き地域少子化対策重点推進交付金を活用するため、国の要件に合わせて、本市の要件を見直すもの。

(1) 主な内容

内閣府が定める令和5年度結婚新生活支援事業の対象要件に基づき、交付対象者に関する部分を以下のとおり変更する。

【変更となる対象要件】

[交付対象者]

- ・令和4年1月1日以降に婚姻届を提出した者から、令和5年3月1日以降に提出した者へ改める。
- ・課税（非課税）証明書を基に、補助金の申請日前年の夫婦の所得を合算した金額が400万円未満の者から、500万円未満の者へ改める。
ただし、申請日時点において無職の場合、所得を0円として算出していた要件を削除。
- ・宮城県男性家体育児参画啓発事業等の動画の視聴及びアンケートへの回答に協力することとしていた要件を削除。
- ・当該年度中に交付を受けた補助額が上限額に達しなかった場合、その上限額までの範囲内において、次年度に本補助金の交付を引き続き受けることができるよう見直し。

【変更が生じない対象要件】

[対象経費]

- ・婚姻に伴う以下の費用
住宅取得費用（住宅ローンの残金含む）
住宅賃借費用（住宅の賃料、敷金、礼金、共益費等）
引越費用（引越業者又は運送業者への支払った引越費用）
リフォーム費用

[補助上限額]

- ・1世帯当たり30万円。ただし、夫婦共に29歳以下の場合は60万円

(2) 今後の予定

令和5年3月 結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和5年4月1日)

6 石巻市コミュニティ形成支援補助金の廃止について（市民生活部）

東日本大震災の影響により地域住民が主体となって実施するコミュニティ活動の促進に必要な行事等が減少したことから、自治会に対して地域コミュニティの形成、促進を図るイベント等の事業を行う場合、平成24年度からコミュニティ形成支援補助金を交付している。

当該補助金は、東日本大震災により希薄化したコミュニティ形成の支援を目的としており、本事業の実施により、住民同士の交流活動が行われ、自治会等の機能強化や地域の活性化に寄与してきた。

震災を起因とした当初の目的は達成されてきており、令和5年度より、石巻市地域互助活動促進事業にコミュニティ支援要素は集約されるため、当該補助金を廃止するもの。

(1) 主な内容

石巻市コミュニティ形成支援補助金を廃止するもの。

(2) 今後の予定

令和5年3月31日 石巻市コミュニティ形成支援補助金交付要綱廃止告示
(施行予定年月日：令和5年4月1日)

7 第2期石巻市教育振興基本計画実施計画について（教育委員会）

教育基本法第17条第2項の規定により、地方公共団体は、国が定める教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興に係る施策の基本的な計画を定めることが求められており、市の教育施策の基本的な方針を明らかにするため、令和4年3月に第2期石巻市教育振興基本計画を策定した。

第2期石巻市教育振興基本計画に盛り込んでいる施策を計画的かつ実効性のあるものとして取り組んでいくため、各事業の具体的な内容や目標を明らかにする実施計画を策定するもの。

(1) 主な内容

ア 計画期間と進行管理

- ① 令和4年度～令和8年度（5年間）
- ② 毎年度点検・評価を行い、検証を重ねながら事業の推進に努める。

イ 構成：第2期石巻市教育振興基本計画実施計画の概要、施策別事業計画

ウ 掲載内容

施策目標ごとに、基本施策の取組内容、実施事業の内容、実施事業のうち重点取組事業とした事業の事業指標及び目標値を掲載。

エ 実施計画計上事業数等

区 分	基 本 施策数	事業数	うち 重点取組事業数
施策目標1 安全に安心して学べる教育環境の推進	5	27	7
施策目標2 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実	9	58	21
施策目標3 いのちを守る防災教育の推進	1	2	1
施策目標4 地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進	3	10	3
施策目標5 豊かな地域社会を育む生涯学習の推進	3	21	5
計	21	118	37

(2) 今後の予定

特に無し

【その他】

- ・令和5年第2回定例会会期日程（予定案）について（総務部）
- ・議会本会議等における当局側の発言について（総務部）
- ・令和5年度の庁議及び庁議幹事会の取扱いについて（復興企画部）
- ・令和4年度庁議の終了について（市長）

以上